随意契約に付し比較見積書を省略する理由
(貝塚地区農業公園整備（３）工事)

本工事は、貝塚市馬場の府立農業公園において、令和４年３月のグランドオープンに向けた最終仕上げとして、園内施設の補修等の諸工事を行うものである。

当該施工地においては、同農業公園の指定管理者である「ＳＤＧｓ　ＬＡＢＯ」の構成員の三和建設株式会社が、貸農園整備や多目的トイレ整備、グランピング施設等の整備を実施しており、開園に向け現在鋭意施工中である。

本工事を三和建設株式会社以外の業者が施工した場合、公道からの進入口を共用しなければならないだけでなく、園内通路の幅員が狭小であることから、工事間の工程調整が必須となり、開園に間に合わせることが困難となるため、事業目的である地域の活性化推進に大きな影響を及ぼす。

開園までに本工事を完成させるためには、園内整備の施工業者である三和建設株式会社に施工させることが最善であり、工期の短縮に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を統一して確保する上でも極めて有利と認められる。なお、三和建設株式会社は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿の登録業者であり、等級区分は土木Ｂ等級である。

以上の理由により、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号に基づき、三和建設株式会社との随意契約とし、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項第１号に基づき、比較見積書を省略する。